

議 事 録

会議の名称	平成27年度第2回 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	平成27年10月29日（水） 午後5時～6時30分
開催場所	茨木市役所南館8階 中会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	井上 紀子 今西 幸蔵 熊本 理抄 東 桂 長田 佳久 佐藤 早智子 古市 輝雄 三木 昭 山田 ひろ美 (9人)
欠席者	岩本 賢三 柴原 浩嗣 田辺 圭
主な議題	(1) (仮称) 第2次茨木市人権施策推進計画素案について (2) その他
配布資料	添付のとおり

(順不同、敬称略)

発言者	内 容
司会 (大神課長)	<p>1 開会</p> <p>ただ今から、「第2回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。本日の出席委員は9名、欠席委員は3名である。</p> <p>この後の議事進行については、審議会規則第5条第1項により、会長に議長を務めていただくこととなっている。今西会長よろしく願います。</p>
会長	<p>それでは本日の案件の審議に入る。本日傍聴者はないか。</p>
司会	<p>1名あるので、入室していただく。</p>
	<p>【傍聴者入室】</p>
会長	<p>2 議題 [1] (仮称) 第2次茨木市人権施策推進計画素案について</p> <p>それでは議事を進行する。(仮称)第2次茨木市人権施策推進計画素案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料1 (仮称) 第2次茨木市人権施策推進計画素案について説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の課長級職員で構成される「人権啓発検討部会」において8月と10月の計2回検討した内容を踏まえた素案となっている。 ・前回の第1回審議会で示した素案では、第5次茨木市総合計画の構成に合わせた施策体系となっていたが、第2次茨木市人権施策推進基本方針(以下「第2次基本方針」という。)の方向性を具体化する計画であることを考慮し、総合計画ではなく第2次基本方針の体系に基づいて整理した。 ・総合計画と第2次茨木市人権施策推進計画との関連性については、年度の事業の取りまとめである人権施策事業概要における示し方を今後検討する。 ・いのち・愛・ゆめセンターについては、そのあり方を改めて検討する会議を設ける運びになったが、その旨を後程ご説明する。 ・本日ご欠席の委員より、第3章と第4章について以下のとおり数点意見をいただいている。 <ul style="list-style-type: none"> ○12ページ 第2次基本方針にある学習・相談等の内容を具体的に記述するため、2(1)、(2)の間に「学習・啓発と相談、交流・協働の推進」を入れてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒庁内検討部会においても検討したい。 ○13ページ 「■取組の方針」は第2次基本方針と同じ内容であるため、第2次計画に掲載するかどうかについて検討してはどうか。 ○30ページ 「1 人権意識の高揚を図るための施策」、p36「人権の擁護のた

発言者	内 容
	<p>めの施策」の説明文についても同様に方針と同じであるため、第2次計画に記載するかどうか検討してはどうか。</p> <p>⇒庁内検討部会においても検討したい。</p> <p>○31ページ以降の構成について、第1次の茨木市人権施策推進計画と同様に担当課名や計画期間等を詳細に記載してはどうか。</p> <p>⇒第1次の計画に基づき事業を進めていた際、事業名や担当課の変更が多数あったことなどから、第2次計画においては、個別の事業を詳細に記載するのではなく、毎年度の人権施策事業概要（報告書）において示していきたいと考えている。</p>
会長	<p>ただいま事務局よりご説明をいただきました。これから審議に入りたいが、時間が限られているため、できるだけ要点を踏まえてご発言いただき、多くの方のご意見をいただきたい。積極的な発言をお願いします。なにかご意見はないか。</p>
委員	<p>いくつかあるのでまとめて申し上げたい。</p> <p>21ページの同和問題については、他の人権課題では当事者が抱える困難や問題が書かれているのに対し、同和問題は市民への教育・啓発等に焦点があてられており、同和地区の困難にふれた項目が少ない。当事者の人権擁護としてこれだけでよいのか。また、③に「相談」とあるが、どのような相談が多いのかという分析等もなければ施策に反映することもできない。相談を受けた結果の活用や分析についても検討をいただければと思う。</p> <p>人権課題に関する実態が全体にわたって記述されておらず、当事者の実態がわからなければ施策ができないのではないかと。これをどう把握するかということが大きなポイントである。</p> <p>セクシャル・マイノリティについては「調査・研究」という言葉があるが、それは施策・取組みに関するものなのか、差別に関するものなのか。どちらも必要であるし、どの人権課題でも必要だと思うが、他の課題ではどうするのか。</p> <p>37ページ、相談窓口について、全体的に相談を重視していくことは伝わってくるし、重要であると思うが、当事者の実態把握としては、相談からどのような実態が見えてきたのかという集約・分析から、次の施策に活用していくことが必要だと思う。5年ごとの見直しを実施するなら、救済・保護体制を検討するためにも、「相談から見える実態把握」ということを追加できないか。</p> <p>39ページに企画における当事者の参画と協働を図るということがあるが、庁内の検討を進めた後に、この計画づくりそのものに当事者の参画の促進を図っていくかということについてお聞きできればと思う。</p>
会長	<p>何点か意見があったが、まず21ページの当事者の問題、相談についての実態把握についてお聞きしたい。</p>

発言者	内 容
事務局	この素案を提示するまでの経過があるため、ご指摘を踏まえ、どういう形で反映できるか改めて報告したい。
委員	同和問題については、「■取組の方針」の書きぶりも啓発中心になっているので、それも含めて検討してほしい。
会長	セクシャル・マイノリティの「調査・研究」についてはいかがか。
事務局	セクシャル・マイノリティの方がどういう状況に置かれ、他の自治体等でどのような取組をしているのかも状況もまだ十分わかっていない状況である。各自治体の性同一性障害にかかる対処状況の調査については、大阪府から照会があった。まだ結果はまとまっていないということだが、今後他市の状況等も踏まえ、その次の段階に行ければと思う。
会長	この問題については、やや遅れている部分があり、よろしく願いたい。
委員	この「調査・研究」というのは施策や取組に関するものとのことだが、実態把握に関する調査研究については、他の人権課題も含めて、今回の計画には入れられないか。
事務局	入れられるかどうか、持ち帰って検討したい。10年計画であり、これから進めていければと思う。今後ともご指導いただければと思う。
会長	人権擁護のための施策について、相談の集約や研究については。
事務局	いのち・愛・ゆめセンター等における相談について、どのような相談があるかについての数値での報告はあるが、そこにどういう課題があるかということについては手元に集計されていない。いのち・愛・ゆめセンターのあり方の検討も含めて、どうやっていけるか検討していきたい。
会長	39ページの市民・地域との連携について、当事者の参加についてはどうか。
事務局	当事者及び当事者団体の参画については、その意見をどう反映していくかが大事になる。12ページのソーシャル・インクルージョンについても当事者団体からいただいたご意見に基づき加筆したが、今後も当事者団体の参画・協働について検討し、ご意見も頂戴したいと思う。

発言者	内 容
会長	事務局で、今のご意見も踏まえて修正等をお願いしたい。他にご意見はないか。
事務局	補足するが、この計画の素案は、庁内における会議において骨格を検討したものである。本日の審議会でもいただいたご意見については、各項目の担当課との調整等もあるため、この場では、改めてお答えするという形になるが、よろしくお願ひする。
会長	なお、ご意見・ご質問については、本日でなくとも、11月6日までに事務局に連絡いただければ調整できるとのことである。先ほど説明のあった、本日欠席の委員のご意見についても、事務局で検討したうえで整理していただきたい。他にご意見があればお願ひする。
委員	<p>インターネットを通じた人権侵害は、子どもを持つ者にとっては非常に身近な問題である。計画素案に専門機関との連携についても記載されているが、まず学校がどうしていいかわかっていないのではないかと思う。携帯電話のメッセージアプリケーションについての講演会も過去に実施されたが、内容は私たちが知りたい情報ではなかったりするなど、先生方の中にも情報の差があると思う。学校によっても生徒の状況や取り組み方も異なると思われる。</p> <p>今後、学校レベルでの取組の枠組みや統一化というのがあった方がよいのではないかということが、保護者としての意見である。</p>
事務局	インターネットについてはこれも新しい課題になっているが、私自身も研修会等では温度差や知識差を感じる。教育委員会の職員と議論をしても、取組みの必要性は理解しているが、今後どう実践するが問題になっている。この問題が第2次方針及び次期計画における課題であることとともに、今のご意見について教育委員会に連絡したい。
会長	それでは、教育委員会の担当課と、また内容を詰めていただきたい。他にご意見はないか。
委員	P23の外国人問題について聞きたい。いま難民問題などもあり、日本でも外国人が増加していると聞かすが、どれくらいの外国人の方が滞在しているのか。私は日本語読み書き学級で外国人の方と接する機会があり、参加者は真面目に勉強しているが、在日外国人の総数からすると参加しない人が大半であり、その識字問題をどうすべきか、もう少しPRできないか、日本語を学ぶ機会を提供できないかと考えている。
事務局	他の人権問題にも共通する問題として、参加されない方に取組みをどう伝える

発言者	内 容
会長	<p>かが課題であると認識しており、検討している段階である。外国人問題については、日本語のみで情報提供することの問題などもあり、引き続き検討したい。</p> <p>外国人人口については、9月末現在で約2,700人となっている。本市も地域によって増減傾向に違いはあるが、国際化が進んでいると言える。日常生活をするうえで不便があってはいけないという考え方のもと、どのように対応していくかを考えていかなければならないと考えている。</p> <p>外国人の識字の問題は非常に大事な問題であり、基本的には広報の問題だと思う。他の自治体の例で言えば、滋賀県内の市では、対象者を見つけるために、学校などで子どもに識字学級のチラシを配るなど、その子どもを通じて対象者である親に働きかける取組みをやっている。10年ほど前に外国人識字の実態調査を実施したことがあるが、平均年齢が30歳代半ばで、子どもが小さく、学校の問題と結びついていた。このように、広報媒体のみならず、教育現場を通ず、口コミを広げるなど様々な広報手段があり、網を広げていく取組みが必要だと思う。</p>
委員	<p>子どもを通じてというのは効果的な方法であると思う。</p>
委員	<p>対象者の発見という問題について。ソーシャル・インクルージョンという視点に関し、全ての問題に共通するものであるが、たとえば子どもの問題で言えば、学校への配置が進められているソーシャルワーカーなどの役割において、支援が必要な子どもを発見する機能についても入れていきたい。</p>
事務局	<p>ご指摘の件について、担当課と予算も含めた調整を行い、できるだけ反映するよう検討したい。</p> <p>また、これから先の話にもなるが、いのち・愛・ゆめセンターの活用も大きな課題となっており、社会的には子どもの貧困や生活困窮者の自立支援の問題などを、隣保館であるいのち・愛・ゆめセンターでどう担っていくかを含めて、検討していきたい。</p>
委員	<p>これまでの議論のなかでもあったが、子ども・若者の問題が教育委員会だけの問題ではないように、全庁的な取組みが求められ、担当課をまたぐ問題が数多くあると思う。よく行政は縦割りだと言われるが、それを崩して、どのように取り組めるのか。どの課でも人権に関わる視点があり、それがまだ顕在化していない課では、どんな問題があるかということを検討しなければならない。</p> <p>ハードの問題でも、例えば学校のトイレの問題があり、かつてはトイレをきちんと男女で分けるという運動があったが、今は性同一性障害の子どもへの配慮という問題も考えなければならなくなってきており、そうすると建築担当等多岐にわたる問題である。このように考えれば、全庁的な問題というのはこれからまだ</p>

発言者	内 容
事務局	<p>まだ出てくると思う。特に初めて取り組む課題にはその問題が多い。これまでどのような取り組みを行ってきたのかということが計画策定のベースにあると思うが、それだけでは不足し、全庁的にどの課も関わる問題として整理してやってもらえればと思う。</p> <p>第5次総合計画における人権施策の位置づけが、6つのまちの将来像の、そのまちづくりを進めるための基盤であることから、全庁的な問題であることは認識している。</p> <p>これまで庁内で2回実施した人権啓発検討部会は、関連する16課の課長により実施したが、今後は審議会の意見も踏まえて、同部会以外の全課に意見を聞くように進めたい。なお、これまでの同部会も、担当課の該当部分の記載のみではなく、全体を検討するものとして実施しており、引き続き検討していきたい。</p>
会長	<p>行政の総合化を、人権を横軸にすることで豊かな行政になっていくものだと思う。頑張って進めていただきたい。</p> <p>他にご意見はないか。</p> <p>それでは、本日の議論はここまでとし、閉会後に提案等あれば、11月6日までに事務局までにご意見をいただきたい。</p> <p>スケジュールについてはいかがか。</p>
事務局	<p>今回及び11月6日までにいただいた意見を踏まえ、庁内の検討部会で検討を進めていきたい。第3回の審議会は11月下旬から12月上旬に実施、その後計画素案のパブリックコメントを予定している。</p> <p>その他の課題とも関連するので、現段階のスケジュールとしては平成28年3月末に答申をいただくように進めていきたいが、検討部会の進捗次第になる部分もある。また後程説明したい。</p>
会長	<p>スケジュールについて何か質問はないか。</p> <p>それでは、資料2について説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>2 議題 [2] その他</p> <p>・いのち・愛・ゆめセンターの現状・経緯・課題と対応の方向性について</p> <p>いのち・愛・ゆめセンター（以下「センター」という）の歴史的な経過について。</p> <p>昭和40年同和対策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申（同和対策審議会答申）がなされ、同和問題の本質及び同和問題解決の中心的課題が明らかにされ、答申を受けて昭和44年、同和対策事業特別措置法が制定され、これを契機に全国に隣保館が整備さ</p>

発言者	内 容
	<p>れていった。</p> <p>本市は、「解放会館」という名称で、同和地区住民の社会的、経済的、文化的生活の向上、問題解決の中心的役割を果たす隣保館として、昭和47年4月、「茨木市立解放会館条例」を制定し、順次、設置された。</p> <p>解放会館では、対象を同和地区住民とし、国の「地域改善対象地域における隣保館設置運営要綱」に基づいて、啓発、教養文化活動の充実、生活改善、生活指導、自主的・組織的活動促進等の事業を実施してきた。</p> <p>その後、隣保事業は、平成9年4月から一般対策に移行し、国の「隣保館設置運営要綱」及び府の「解放会館運営要綱」が改正され、本市においても、平成11年3月、解放会館条例を全部改正し、「茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例」を制定した。</p> <p>また、平成14年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の失効と、合わせて、国の「隣保館設置運営要綱」が改正されたことから、平成15年3月、いのち・愛・ゆめセンター条例を改正し、事業目的を「人権・同和問題の速やかな解決」から「人権課題の解決」とした。</p> <p>いのち・愛・ゆめセンターは従来同和問題解決の拠点として、地域住民を対象に実施してきたが、特別対策から一般対策への移行に伴い、茨木市においても同和問題の解決のための青少年会館や児童館等の施設の閉鎖に伴う職員の引き上げなどもあり、現状のセンターは館長1人、職員1人、相談員2人の4人体制となっている。貸館を中心に利用してもらっているが、利用者が少ない現状である。</p> <p>一方で、生活困窮者の自立支援や子ども・若者の居場所事業といった今日的な課題の解決に向けた事業が求められており、ノウハウのある民間の力を借りての運営を条例提案したが、検討不十分として否決されている。審議会において、計画の検討に合わせて、いのち・愛・ゆめセンターのあり方の検討について、次回の審議会で市長より追加諮問をさせていただき、特別の検討部会を設けて、何名かの委員に検討部会の委員になっていただき、今後のセンターのあり方をご検討いただきたいと考えている。事務的にも詰めていかなければならないところがまだあるが、今日は現状についてご報告させていただいた。</p>
会長	<p>現在の計画にもセンターは人権施策の拠点として位置づけられており、この審議会には大いに関係する課題となる。今回の審議会では、今の説明についてご意見を聞くだけでよいか。</p>
事務局	<p>今回は、経緯について報告のみである。ただ、今後については、検討にあたって当事者の参画が必要であるという観点から、審議会の委員からのメンバーに加え、生活困窮や子ども・若者分野の専門家、センターの運営委員等の、検討部会のための専門委員の参加等を得た上で検討部会を立ち上げたいと考えている。</p>

発言者	内 容
会長	<p>まだ事務局で固まっていない問題でもあり、私も大きな問題で驚いているところであるが、次期計画案にも当事者のネットワークについても記述されており、審議会メンバーだけではない形での提案と理解している。</p> <p>何か委員から質問はあるか。</p>
委員	<p>3点お聞きしたい。</p> <p>1点目は、青少年センターや児童館が統合・廃止される過程で、当時は同様のあり方検討部会が設置されたのか、なかったならそれはなぜか。またなかったなら、今回はセンターの機能強化を図るということが前提の検討なのか。</p> <p>2点目に他の委員の参画という話があるが、メンバーには地域住民や当事者の参画を求めるべきであると思うがどうか。</p> <p>3点目は、審議会で言うべきことかわからないが、茨木市には隣保館についての全国的に著名な職員がいるので、当該職員の協力を得ることは可能なのか。</p>
事務局	<p>1点目の青少年センターや児童館の統合・廃止については、市主導という流れのもとで各種事業を進めたため、きちんとご意見を聞く機会はなく、方針を決定して地域に説明する形になった。統合・廃止にあたっては議会の議決を得た結果となっている。</p> <p>今回あり方検討部会を設置することとしたのは、検討の方向として見直しの結果ということになる。</p> <p>2点目の当事者参画については、事務局としては、審議会委員からの数名の委員と、できる限り当事者の意見を聞ける体制を整えたいと思っている。</p> <p>3点目の当該職員の参画については、当然意見を求めることもあり、現状でも意見や指導を得ているところであるため、方向性としては協力を求めるものであるが、職員という立場もあり、今後検討したい。</p>
会長	<p>部会の設置期間は。</p>
事務局	<p>今年の12月から設置し、遅くとも来年夏前までには報告をいただきたいと考えている。</p>
会長	<p>検討結果は本審議会に報告されるということでよいか。</p>
事務局	<p>そのように考えている。部会から審議会に報告があり、審議会として答申をいただくことになる。</p>
会長	<p>何かご意見はないか。</p>

発言者	内 容
事務局	<p>それでは、計画の策定に加えて、事務局も非常に大変なところだと思うが、よろしく願います。</p>
	<p>その他、事務局から何かあれば願います。</p>
会長	<p>センターのあり方という非常に重い問題をお願いするということで、当初の次期計画策定に加えてのものになる。12月の審議会に向け、会長・副会長ともご相談しながら、部会のあり方についても個別に願うことがあるかと思うが、各般よろしく願います。</p>
	<p>それでは本日の会議はこれで終了する。</p> <p style="text-align: center;">3 閉会</p>